

地域福祉計画（令和3年3月策定） 重点方策（取組計画）

自治体（市域全体）

① 地域福祉を支える環境づくり

冊子 P30	社会福祉協議会との連携・協働	1-1-1
課名	【保健福祉政策課、社会福祉協議会】	
計画記載内容	社会福祉協議会の地域福祉推進計画に基づく事業活動を支援するとともに、市と社会福祉協議会が互いに連携、協働して、社協支部を基盤としたさまざまな地域福祉活動を推進することにより、地域の福祉力の向上を図ります。	
取組の概要	<p>【保健福祉政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会が実施する事業の効率性及び事業効果を毎年継続的に検証し、必要に応じて補助金の見直しを行う。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉の推進及び支部事業の円滑な運営を図るため、社協支部へ助成金交付。 ○ 社協支部長をはじめとする支部関係者に対し、社協事業及び社協支部活動について理解していただき、円滑な支部運営を図ることを目的に社協支部長会議、社協支部新任役員研修会を開催。 ○ 社協支部活動をはじめ、各種事業、地域福祉推進計画について、より多くの方に知ってもらうことを目的に、リーフレットや地域福祉推進計画冊子、ボランティア手帳等を作成し、福祉推進委員、支部役員に配布。 ○ 支部事業に携わるボランティアを対象に、円滑な支部運営を図られるよう、支部事業事務説明会を実施。 	
事業内容	<p style="text-align: center;">4年度の計画</p> <p>【保健福祉政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉活動支援事業助成 <ul style="list-style-type: none"> ：地域福祉連携支援事業 ：福祉ボランティア活動支援事業 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社協支部へ会費納入依頼 ○ 社協支部運営助成金の交付 ○ 社協支部長会議の開催 ○ 小地域福祉活動計画の発表 ○ 新任役員研修会の開催 ○ 社協支部事業事務説明会の開催 ○ ボランティア手帳の作成 	

冊子 P30	総合福祉会館を拠点とした地域福祉活動の展開	1-1-2
課名	【総合福祉会館】	
計画記載内容	地域福祉活動の中核的拠点である総合福祉会館を活用し、高齢者や障害のある人だけでなく、ひきこもりをはじめとする複合的課題に対応するための包括的な相談支援体制の構築、福祉関係団体や福祉ボランティアの活動支援や連携・交流、福祉サービス等の情報発信等を行います。	
取組の概要	○ 姫路市総合福祉会館について、地域福祉の中核的拠点としての施設機能の充実を図る。	
事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会館の管理運営 ○ 福祉情報センター機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> : 福祉つながる窓口における相談支援 : 重層的支援体制整備事業への移行 : 専門職の連携による包括的相談体制の構築 : 連携による地域づくり事業 : 福祉に関する情報発信 : 福祉ボランティア活動への活動支援 : 障害者とその支援者の交流の場の提供 ○ 福祉関係団体への事務所の提供 ○ 福祉関係者の諸会合のための会議室の提供 	

冊子 P32	地域福祉の関係者等による会議の開催	1-2-1
課名	【保健福祉政策課、社会福祉協議会】	
計画記載内容	協働による地域福祉を推進するため、地域団体や支援関係機関等の関係者で構成する会議を開催し、地域福祉計画の進捗状況報告、意見提言や意見交換を行い、地域福祉に関する情報共有と意識の共有化を図ります。	
取組の概要	【保健福祉政策課】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「姫路市地域福祉計画推進懇話会」の開催 ○ 「姫路市地域福祉計画推進懇話会」の会議録、資料をホームページで公開 【社会福祉協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画（令和4年～令和9年）を遂行する。 	
事業内容	4年度の計画	
	【保健福祉政策課】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「姫路市地域福祉計画推進懇話会」の開催（年1回） ○ 会議録、資料をホームページで公開 【社会福祉協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市社会福祉協議会地域福祉推進計画冊子及び概要版の作成 ○ 四半期ごとに進捗状況を確認 	

冊子 P32	地域自立支援協議会の開催	1-2-2
課名	【障害福祉課】	
計画記載内容	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する事項について、障害のある人、支援関係機関、学識経験者等が参画する協議会を開催し、課題の解決や情報共有、意識の共有等を図ります。	
取組の概要	○ 姫路市地域自立支援協議会を開催し、本市の相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するシステムづくりに関し協議を行う。	
事業内容	4年度の計画	
	○ 地域自立支援協議会全体会を年間2回開催する。 ○ 専門部会を年間10回程度開催する。	

冊子 P32	医療と介護の連携の推進	1-2-3
課名	【地域包括支援課】	
計画記載内容	本市と姫路市医師会等が連携して「姫路市医療介護連携会議」を開催し、病院と在宅医療の連携、在宅医療と介護の連携など、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた医療と介護の連携を推進します。また、姫路市在宅医療・介護連携支援センターを設置し、連携推進のための相談業務と研修を実施します。	
取組の概要	○ 姫路市医療介護連携会議の共通目標の達成に向けた課題に対応する作業部会を設置する。 ○ 地域ケア会議で確認された医療介護連携に係る地域課題の対応策を姫路市医療介護連携会議において検討できる体制とする。 ○ 姫路市在宅医療・介護連携支援センターを運営する。	
事業内容	4年度の計画	
	○ 姫路市医療介護連携会議の作業部会を在宅医療提供体制の充実など、地域課題へ対応する部会として運営する。 ○ 医療介護連携の取組みを啓発・周知するための体制の充実をはかる。 ○ 姫路市在宅医療・介護連携支援センターの相談機能、市民啓発機能の充実をはかる。	

冊子 P32	共生型サービスの周知	1-2-4
課名	【障害福祉課、介護保険課】	
計画記載内容	平成30年4月から、介護保険または障害福祉のいずれかで指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなる「共生型サービス」が新設されたため、事業所に対し、制度の周知を図ります。	
取組の概要	【障害福祉課】 ○ 共生型サービスの制度を周知し、事業所を増やす。共生型サービスの指定を受けた事業所が増えることで、利用者が介護保険制度対象者に移行しても同じ事業所を利用することができる。 【介護保険課】 ○ 介護保険の概要を紹介したパンフレット「いつも笑顔で介護保険」に共生型サービスに関する内容を掲載し、事業所及び市民への周知を図る。	

事業内容	4年度の計画	
	【障害福祉課】	○ 共生型サービスの概要について、市ホームページで周知する。
	【介護保険課】	○ 介護保険パンフレット「いつも笑顔で介護保険」に共生型サービスのページを掲載する。

冊子 P34	啓発活動の充実	1-3-1
課名	【保健福祉政策課】	
計画記載内容	市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、地域の中での気づきや助け合うことの大切さを意識し、高齢者や障害のある人等に気軽に手助けをすることができるよう、各種イベントや広報紙、ホームページ等を活用した啓発活動の充実を図ります。	
取組の概要	○ 「姫路市地域福祉計画推進懇話会」の会議録、資料をホームページで公開し、地域福祉活動について啓発を行う。	
事業内容	4年度の計画	
	○ 「姫路市地域福祉計画推進懇話会」の会議録、資料をホームページで公開する。	

冊子 P34	総合福祉会館の充実	1-3-2
課名	【総合福祉会館】	
計画記載内容	福祉相談窓口を集約した総合福祉会館の周知を図るとともに、総合福祉会館の福祉情報コーナーを活用した情報発信に努めます。	
取組の概要	○ 姫路市総合福祉会館について、地域福祉の中核的拠点としての施設機能の充実を図る。	
事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会館の管理運営 ○ 福祉情報センター機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ：福祉つながる窓口における相談支援 ：重層的支援体制整備事業への移行 ：専門職の連携による包括的相談支援体制の構築 ：連携による地域づくり事業 ：福祉に関する情報発信 ：福祉ボランティア活動への活動支援 ：障害者とその支援者の交流の場の提供 ○ 福祉関係団体への事務所の提供 ○ 福祉関係者の諸会合のための会議室の提供 	

② 支え合いを支援する仕組みづくり

冊子 P38	総合的な相談支援機能の整備	2-1-1
課名	【総合福祉会館、障害福祉課、生活援護室、地域包括支援課】	
計画記載内容	<p>高齢者・障害のある人・子ども、その他福祉の相談窓口を集約した総合福祉会館では、福祉総合窓口の機能充実を図るとともに、多職種連携による包括的な相談支援体制を構築し、複合的課題の解決のためのコーディネートを行います。</p> <p>また、高齢者の相談窓口の基幹的な拠点として基幹型地域包括支援センターを、障害のある人の相談窓口の基幹的な拠点として基幹相談支援センターを運営し、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう重層的な相談支援体制を構築します。</p>	
取組の概要	<p>【総合福祉会館、生活援護室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「姫路市総合福祉会館に、高齢者や障害者、子ども、その他福祉の支援を必要とする方への相談窓口を集約する。 ○ 多職種連携による包括的な相談支援体制を構築し、複合的課題の解決のためのコーディネートを行う。 ○ 姫路市総合福祉会館内の「くらしと仕事の相談窓口」（姫路市社会福祉協議会）において、相談支援員が、複合的な課題を抱える生活に困窮した人の相談に広く応じ、相談者とともに解決に向けた取り組みを行う。また、窓口に来ることが困難な生活困窮者等に対してはアウトリーチによる相談支援を行う。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合福祉会館に、姫路市基幹相談支援センターを設置し、運営する。 ○ 重層的支援体制整備事業（総合福祉会館所管）の取組に基幹相談支援センター及び地域相談窓口（ひめりんく）も加わり、多数の関係機関にまたがるような相談内容にも対応できるよう、取り組む。 <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市直営で基幹型地域包括支援センターを設置し、個別の管轄圏域は持たず、各地域包括支援センターの後方支援業務を担う。 ○ 各地域包括支援センターに対する技術的支援やセンター間の総合調整等を行うことで、地域の最前線に立つ各センターの機能強化を図る。 	

事業内容	4年度の計画	
	<p>【総合福祉会館、生活援護室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉つながる窓口における相談支援 ○ 重層的支援体制整備事業への移行 ○ 専門職の連携による包括的相談体制の構築 ○ 連携による地域づくり事業 ○ 生活困窮及び生活をする上での困りごとの相談を受け、必要な制度の紹介、制度利用のための手続き支援、関係機関の連絡調整を行う。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重層的支援体制整備事業の実施機関の業務内容の理解を深め、より協力のしやすい関係づくりを行うため、相互交流の研修を実施し、よりよい相談支援が行えるよう取り組む。 <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの運営について、評価・助言を行い機能強化・質の向上を図る。 ○ 地域包括支援センターの活動目標の設定や実績等の報告を受けると共に、必要な助言、指導を行う。 ○ 地域ケア推進協議会において、地域包括支援センターの設置及び運営に関して評価、審議を行う。 ○ 地域包括支援センターの公正中立な運営確保のために、第三者機関において運営状況を評価及び公表することで、質の向上を図る。 	

冊子 P38	相談支援体制の周知	2-1-2
課名	【総合福祉会館】	
計画記載内	市民が困りごとや福祉サービスの利用について、迷うことなく気軽に相談できるよう、広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を活用して、相談窓口を集約した総合福祉会館や支援関係機関等の周知に努めるとともに、総合福祉会館の福祉情報コーナーを活用した情報発信に努めます。	
取組の概要	○ 支援が必要な方について、情報発信や相談支援により個別ニーズに応じた適切な支援につなげる。	
事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉情報センター機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> : 福祉つながる窓口における相談支援 : 重層的支援体制整備事業への移行 : 専門職の連携による包括的相談体制の構築 : 連携による地域づくり事業 : 福祉に関する情報発信 : 福祉ボランティア活動への活動支援 : 障害者とその支援者の交流の場の提供 	

冊子 P39	生活に困窮した人への相談支援	2-1-3
課名	【生活援護室】	
計画記載内	「くらしと仕事の相談窓口」において、相談支援員が、複合的な課題を抱える生活に困窮した人の相談に広く応じ、相談者とともに解決に向けた取り組みを行います。また、窓口に来ることが困難な生活に困窮した人等に対してはアウトリーチによる相談支援を行います。	
取組の概要	○ 姫路市総合福祉会館内の「くらしと仕事の相談窓口」（姫路市社会福祉協議会）において、相談支援員が、複合的な課題を抱える生活に困窮した人の相談に広く応じ、相談者ととともに解決に向けた取り組みを行う。また、窓口に来ることが困難な生活困窮者等に対してはアウトリーチによる相談支援を行う。	
事業内容	4年度計画	
	○ 生活困窮及び生活をする上での困りごとの相談を受け、必要な制度の紹介、制度利用のための手続き支援、関係機関の連絡調整を行う。	

冊子 P41	姫路市成年後見支援センターの活用	2-2-1
課名	【保健福祉政策課、社会福祉協議会、地域包括支援課、障害福祉課】	
計画記載内	<p>姫路市成年後見支援センターを中核機関として運用し、成年後見制度の利用相談や弁護士、司法書士及び社会福祉士などの専門職による専門相談を行い、制度の利用を促進します。</p> <p>また、姫路市成年後見支援センターにおいて、市民後見人養成研修を実施し、市民後見人の養成に取り組むとともに、市民後見人や親族後見人の相談に応じ、地域における成年後見活動の推進を図ります。</p> <p>さらに、成年後見制度や権利擁護に関わる機関・団体等で構成するネットワーク会議を通じて、支援関係機関等のネットワークづくりを進めるとともに、成年後見支援センターの機能充実を図っていきます。</p>	
取組の概要	<p>【保健福祉政策課、社会福祉協議会】</p> <p>○ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりのため、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方に対し、成年後見制度の相談を行う。</p> <p>○ 市民後見人等養成研修を実施し、市民後見人の養成に取り組むとともに、地域における成年後見活動の推進を図る。</p> <p>○ ネットワーク会議を開催することで、支援関係機関等のネットワークづくりを進め、成年後見支援センターの機能充実を図る。</p> <p>【地域包括支援課】</p> <p>○ 成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の利用相談を行い、弁護士・司法書士・社会福祉士による専門相談を実施し、利用を促進する。</p> <p>○ 各種関係機関のネットワーク会議を開催し、連携強化を図る。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の普及啓発、虐待早期発見のための地域見守り体制づくりを目的とした権利擁護フォーラムを開催する。 ○ 住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的に、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催する。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を保護するため、親族がいない、親族の協力を得られないなどの場合は、家庭裁判所に対し、成年後見審判に係る市長申立てを行い、場合により、後見人への報酬助成を行う。また、本人・親族申立てに係る費用の助成や、後見人への報酬助成も行う。
事業内容	4年度の計画
	<p>【保健福祉政策課、社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見支援センターにおける相談及び専門職相談の実施 ○ 市民後見人養成研修、市民後見人フォローアップ研修の開催 ○ 姫路市成年後見支援センターネットワーク会議の開催 ○ 受任者調整会議の開催についての検討 <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見支援センターの利用及び専門相談の利用促進を図る。 ○ 権利擁護フォーラムを開催し、市民・専門職両方に対して制度の普及啓発を行う。 ○ 地域包括支援センターと協力して、成年後見制度利用への支援が必要な高齢者について、適切な利用へ繋げる。 ○ 市民後見人の養成を実施し、積極的な活用を図る。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者成年後見に係る市長申立て ○ 市長申立てによる後見人等の報酬助成 ○ 本人・親族による申立て費用の助成 ○ 本人・親族申立てによる後見人等の報酬助成

冊子 P42	制度の普及啓発	2-2-2
課名	【保健福祉政策課、社会福祉協議会】	
計画記載内容	<p>姫路市成年後見支援センターにおいて権利擁護フォーラム等を開催し、制度の普及啓発を行います。</p> <p>また、成年後見制度の利用に必要な費用の支払い能力がない人へ支援を行い、制度の普及促進を図ります。</p>	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や知的障害・精神障害のある方に対し、成年後見制度の利用支援を行う。 ○ 姫路市成年後見支援センターにおいて権利擁護フォーラム等を開催する。 ○ 成年後見支援センターのパンフレットを作成し、市内関係機関へ訪問・配布し、成年後見制度の普及啓発を行う。 	

事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ フォローアップ研修の開催 ○ 権利擁護フォーラム（市民向け、専門職向け）の開催 ○ 公開講座の開催 ○ 親族後見人向け研修の開催 ○ 成年後見支援センターパンフレットの作成、配布 ○ 市政出前講座等研修会への参加 ○ 家庭裁判所への市長申立 ○ 成年後見制度利用支援事業の助成対象者の拡充 	

冊子 P42	権利擁護支援センターの検討	2-2-3
課名	【保健福祉政策課、障害福祉課、地域包括支援課、社会福祉協議会】	
計画記載内容	<p>高齢者・障害のある人等の成年後見制度の利用や権利侵害などの総合的な相談窓口として、成年後見支援センターを含めた権利擁護支援センターの必要性等について検討します。</p>	
取組の概要	<p>【保健福祉政策課、社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見支援センターを含めた権利擁護支援センターの必要性等について検討する。 ○ 高齢者・障害のある人等の成年後見制度の利用や権利侵害などの総合的な相談窓口として、利用促進する。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護支援センターのあり方も含めて検討していく。 <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内関係部署との課題共有と課題解決に向けたワーキング等の実施。 	
事業内容	4年度の計画	
	<p>【保健福祉政策課、社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見支援センターの機能整備について検討を行う。 ○ 高齢者、障害のある人等への成年後見制度に関する総合相談対応 ○ 必要時出向き相談対応 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護支援センターのあり方も含めた検討。 <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度利用促進に向けた関係各所とのワーキングを実施する。 	

冊子 P44	生活に困窮した人の自立に向けた支援	2-3-1
課名	【生活援護室】	
計画記載内容	<p>生活に困窮した人の自立を促進するため、離職者や就労経験がない人への就労・就労準備支援、家計の収支のバランスが取れない人への家計改善支援、住居を失った人への一時生活支援、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等の各事業を活用しつつ、包括的・継続的な支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ります。</p> <p>また、複合的な課題を抱え、相談できない状況にある生活に困窮した人を早期に発見し、相談支援につなげるため関係機関等と情報共有し、アウトリーチを積極的に実施します。</p>	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者の自立を促進するため、離職者への住居確保給付金の支給、離職者や就労経験のない方への就労・就労準備支援、住居を失った方へ一時的に衣食住を提供し生活の立て直しを図る一時生活支援、家計の収支のバランスが取れず一定の収入があるものの生計維持が上手く行かない方への家計改善及び低学力・低学歴による就職困難状態を防止するための生活困窮世帯の子どもへの学習支援といった各事業を活用しつつ、包括的・継続的な支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図る。 ○ 生活困窮者を早期に発見し相談支援につなげるため、アウトリーチを積極的に実施する。 	
事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立相談支援事業の実施 ○ 無料職業紹介事業の実施 ○ 住居確保給付金の支給 ○ 就労準備支援事業の実施 ○ 一時生活支援事業の実施 ○ 家計改善支援事業の実施 ○ 学習支援事業の実施 	

冊子 P44	障害のある人の自立に向けた支援	2-3-2
課名	【障害福祉課、総合福祉通園センター】	
計画記載内容	<p>社会とのつながりの中で、乳幼児期から成人期までの一貫した療育支援やインクルージョンの視点を踏まえた子どもの成長を支える体制を構築し、雇用・就業に向けた支援や日中活動の場を充実させ、障害のある人一人ひとりの意思や希望、特性等に応じた社会的自立・社会参加の促進に努めます。</p>	
取組の概要	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市障害福祉推進計画に沿って施策を推進する。 <p>【総合福祉通園センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業所「プレール」において、サービス利用のための支援として、すべての障害福祉サービスの根幹となる障害児・者相談支援事業を実施する。 	

事業内容	4年度の計画	
	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市障害福祉推進計画に沿って、重点施策を実施し目標指標の達成に取り組むための施策を推進する。 ○ 計画改定のため、障害者実態意向調査を実施する。 <p>【総合福祉通園センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業所「プレール」において相談支援事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> : 基本相談 : モニタリング : 訪問 	

冊子 P44	ホームレス自立支援体制の推進	2-3-3
課名	【生活援護室】	
計画記載内容	「姫路市ホームレス自立支援実施計画」に基づき、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう、支援関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市ホームレス自立支援実施計画（令和3年度から令和7年度）に基づき、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援し、新たなホームレスを生まない福祉社会の実現」を目的として、関係機関や民間支援団体と連携し、ホームレスの自立を支援し、新たにホームレスとなることを防止する施策を実施する。 	
事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームレス自立支援連絡協議会の開催 ○ 全国ホームレス実態調査の実施 ○ 定期的な巡回相談の実施 ○ 民間支援団体が実施する相談会への市職員派遣依頼に関する調整 	

冊子 P45	自殺対策の推進	2-3-4
課名	【保健所健康課】	
計画記載内容	<p>悩みを抱えた人が孤立しないよう、身近な人の悩みや心の危険信号に気づき、声を掛け、傾聴し、必要な支援につなぎ、見守ることができる人材（ゲートキーパー）を養成します。</p>	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺のリスクは、複合的な問題が重なり、悩みを抱えることで高くなる。周囲の人の悩みや心の信号に気づいて、声をかけ、必要な支援につなぎ、見守るゲートキーパーとなる人材の育成を目指し、ゲートキーパー研修会を実施。 	

事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員向けゲートキーパー研修 ：生活困窮者の相談にあたる機会が多い生活援護室職員、自殺未遂者やその家族の対応にあたる機会が多い救急課職員を対象に研修会を実施 ○ 地域・支援者向けゲートキーパー研修 ：高齢者の相談にあたる機会が多いケアマネジャー等を対象に研修会を実施 ：若年者のSOSを受けとめる新採用教職員対象に研修会を実施 ：市政出前事業「ゲートキーパー講座」を実施 ：若年者のゲートキーパー研修として看護学生を対象に実施 	

冊子 P45	再犯防止の推進	2-3-5
課名	【市民活動推進課】	
計画記載内容	地方再犯防止推進計画策定及び施策の推進に向け、再犯防止対策推進事業や保護司団体活動助成事業等の取り組みを進め、市民の理解を深めながら再犯の防止と立ち直りを支援します。	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁内の関係課とともに、庁外の関係機関等の意見も踏まえながら、令和3年度末に策定した「姫路市再犯防止推進計画」に基づき、更生保護活動への助成を始めとした、再犯防止に関する施策を推進する。 	
事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市再犯防止推進計画に基づく各取組の推進 ○ 更生保護活動への助成 ほか 	

冊子 P45	ひきこもり状態にある人への支援	2-3-6
課名	【総合福祉会館】	
計画記載内容	ひきこもり状態にある人やその家族の社会的孤立の解消につなげるための支援を充実するとともに、複合的な課題の解決のため、支援関係機関の協働による各機関の専門性を活かした支援体制づくりを推進します。	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市総合福祉会館に、高齢者や障害者、子ども、その他福祉の支援を必要とする方への相談窓口を集約する。 ○ 多職種連携による包括的な相談支援体制を構築し、複合的課題の解決のためのコーディネートを行う。 ○ ひきこもり状態にある人が安心して参加できる居場所づくりを行う。 	
事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉つながる窓口における相談支援 ○ 重層的支援体制整備事業への移行 ○ 専門職の連携による包括的相談体制の構築 ○ ひきこもり状態にある人の居場所づくり 	

③ 健やかな暮らしを支えるまちづくり

冊子 P48	情報提供の充実	3-1-1
課名	【地域包括支援課、監査指導課、介護保険課、障害福祉課、こども支援課、中央保健センター】	
計画記載内容	複雑化・多様化する福祉サービスや制度などを適切に選択し、円滑に利用できるよう、広報紙やホームページ等を活用し広く市民に情報を発信するとともに、支援関係機関である保健センターや保健福祉サービスセンター、地域包括支援センター等での情報提供の充実に図ります。	
取組の概要	<p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の保険給付対象サービスに関する情報を提供し、被保険者による事業者の選択や適正なサービス利用を推進する。 ○ 地域包括支援センター、介護予防事業、介護支援ボランティア事業その他の地域支援事業に関する情報を提供する。 <p>【監査指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービスの選択に利用できるよう、社会福祉法人の概要及び指導監査の結果等の公開を行う。 <p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険の保険給付対象サービスに関する情報を提供し、被保険者による事業者の選択や適正なサービス利用を推進し、サービスの質の向上を図る。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種資料や、市ホームページ等により、障害福祉制度・サービスについて情報発信する。 <p>【こども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の各部署で実施されている子育てに関する事業や施策について、情報を一元化して子育て家庭に提供する。 ○ 姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の更新、LINE@によるメッセージの配信などを行い、利便性の向上を図る。 ○ 広告事業により子育てガイドブックを改訂・発行（市負担0円）する。 <p>【中央保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健センターは、市民に対し保健センターたよりや広報等を通して、身近な相談機関として情報提供している。また、全妊婦面接相談事業やこんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健康診査や乳幼児相談の他、家庭訪問や健康教育を通じ、適切な情報提供を行っている。関係機関とも協力しながら市民に対し情報提供やサービス提供を行う。 	
事業内容	<p style="text-align: center;">4年度の計画</p> <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターに関すること（施設案内、介護サービス第三者評価）や介護予防事業（いきいき百歳体操、地域の集いの場、介護支援ボランティア事業）、認知症関連事業（認知症ケアパス、認知症サロン等）介護予防日常生活支援総合事業に関する情報をホームページ等に掲載する。 <p>【監査指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導監査結果の監査指導課ホームページ公開については、より適切な情報開示を目指す。 ○ 社会福祉法の改正により、社会福祉法人自身が現況報告書、財務諸表、役員報酬基準等法人運営の概要をインターネットで公表することが義務付けられているので、法人自身により公表がされるよう指導する。 	

	<p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険パンフレット「いつも笑顔で介護保険」を作成し、各種介護保険サービスや適正なサービス利用を周知する。 ○ 65歳到達時に被保険者証制度周知パンフレットを同封する。 ○ 市ホームページに制度の概要、介護保険の仕組み、介護保険事業所一覧等の内容を掲載する。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉のしおりを配布する。 ○ ホームページを随時更新する。 ○ 各事業についてのお知らせを広報ひめじに掲載する。 <p>【こども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市公式ウェブサイトのサブサイト「姫路市子育て応援サイトわくわくチャイルド」の掲載内容を随時更新 ○ LINE@による子育て情報のメッセージ配信 ○ 広告事業による子育てガイドブックの発行（市負担0円） <p>【中央保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問による相談 ○ 電話による相談 ○ 来所による相談 ○ 保健福祉申請受付 ○ 健康教育実施 ○ 保健センターたよりの発行
--	---

冊子 P48	福祉サービスの質の確保・向上	3-1-2
課名	【地域包括支援課、監査指導課、介護保険課、障害福祉課、こども保育課】	
計画記載内容	福祉サービスの質の確保・向上を図るため、サービス従事者向けの研修等を充実させるとともに、社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査等の充実や情報公開、第三者評価の活用を図ります。	
取組の概要	<p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターについて、第三者評価を活用し、地域包括支援センターの取り組みについてヒアリング調査を行い、質の向上を図る。 <p>【監査指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人・社会福祉施設等に対する指導監査等の実施 ○ 指導監査等に対する情報の公開 ○ 介護保険事業者・障害福祉サービス事業者に対する指導監査等の実施 ○ 社会福祉事業者の資質向上のための研修の実施 ○ 苦情解決体制について不十分である事業所等については指導監査等で指導 <p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域密着型サービスのうち、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、提供するサービスの自己評価及び第三者評価を市ホームページで公開する。 ○ 介護サービス従事者向けの研修を実施する。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所が従業員に対し、研修の実施を義務化された4つの事項について、小規模事業所が過度な負担にならないよう、本市が研修を実施する。 ○ 各種資料の送付や市ホームページでの情報提供を行うことにより、サービス従事者に対し事業概要等の情報提供の充実を図るとともに、事業者説明会を開催し、制 	

	<p>度改正内容について周知を図る。</p> <p>【こども保育課】</p> <p>○ 社会福祉法及び基準条例に規定する苦情解決体制の確保状況及び積極的活用について、行政としての指導を強化し、未設置事業所の解消を図る。</p>
事業内容	<p style="text-align: center;">4年度の計画</p> <p>【地域包括支援課】</p> <p>○ 令和3年度実地指導を受審しない地域包括支援センターを対象に、地域包括支援センターの取り組みについて、第三者評価機関によるヒアリング調査を行い、質の向上を図る。評価後、市ホームページにて公表する。</p> <p>【監査指導課】</p> <p>○ 実地指導監査対象の選定及び指導監査の実施方法の検討を行い、指導監査を充実させていく。</p> <p>○ 指導監査結果のホームページ公開は、より適切な情報開示を目指し改善する。</p> <p>○ 介護保険事業者・障害福祉サービス事業者への実地指導監査を実施する。</p> <p>○ 福祉現場に活かすことができる研修、職員定着に寄与できるような研修を計画する。</p> <p>○ 苦情解決体制が不十分である法人・施設に対しては継続して指導を行う。</p> <p>【介護保険課】</p> <p>○ 対象事業所の自己評価及び第三者評価結果をホームページに掲載する。</p> <p>○ 住宅改修、福祉用具貸与・販売事業者及び居宅介護支援事業所に対する研修を実施する。</p> <p>○ 介護業界に就職後、おおむね3年以内の介護職員&を対象に研修・講習会と相談会を開催する。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>○ 事業所に対し年4回研修を実施する。</p> <p>○ 必要に応じてサービス事業者に対し市ホームページ等や資料送付により情報提供を図るとともに、事業者説明会を開催する。</p> <p>○ サービスの質の向上と事業所運営の適正化を図るため、障害福祉サービス事業所等に対する訪問調査を実施する。</p> <p>【こども保育課】</p> <p>○ 苦情窓口として受付体制・苦情解決規程・第三者委員の設置を進めるとともに、苦情解決結果の公表等を積極的に行っていく。</p>

冊子 P50	ユニバーサルデザインのまちづくり	3-2-1
課名	【保健福祉政策課、介護保険課、障害福祉課、建築指導課、住宅課】	
計画記載内容	<p>高齢者や障害のある人等が、安心して快適に移動できるまちづくりを目指して、鉄道駅舎やバスなどの公共交通機関や公共施設のバリアフリー化、住宅改修等を推進するとともに、障害者用トイレやスロープ等の情報を掲載した福祉マップ等を作成するなど、バリアフリーに関する情報提供の充実を図ります。</p> <p>また、学校や地域における福祉教育等の啓発活動を通じて、思いやりや助け合いの心を醸成し、市民一人ひとりの心のバリアフリーに対する意識の向上を図るなど、障害の有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりを推進します。</p>	

取組の概要	<p>【保健福祉政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者等が公共交通機関を容易に利用することができる福祉のまちづくりの理念の実現を図るため、交通事業者に対し、鉄道駅舎のバリアフリー化やノンステップバスの導入に要する経費の一部を補助する。 <p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護者または要支援者がバリアフリー化のための住宅の改修を行った場合に、その費用（20万円を上限とする。）の一部を居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費として給付する。 ○ 介護給付との併用を条件として、改造費対象経費が20万円を超える場合や介護給付では補助対象外であるが要介護者または要支援者の在宅生活支援に必要な経費については、高齢者住宅改造費助成事業による助成を行う。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住み慣れた自分の家で自立して安全かつ快適に生活できるように、身体障害者および知的障害者に対し、その障害内容に応じた住宅のバリアフリー工事の費用を助成する。 ○ 障害者の社会参加の促進と市民のバリアフリー意識の向上をはかるため、市民参画により、障害者ガイドマップを作成する。 ○ 障害者差別解消法の趣旨に基づき、障害に関する意識や理解の向上を図るため、啓発事業やイベントを実施する。 <p>【建築指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉のまちづくり条例に基づく指導・助言 ：公共交通機関や公共施設のバリアフリー化に対する指導・助言を実施する。 <p>【住宅課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 21戸以上の共同住宅の管理組合等を対象として、一定の条件を満たす改造を行った場合に助成対象工事に要した費用に応じて一定額を助成する。
事業内容	<p style="text-align: center;">4年度の計画</p> <p>【保健福祉政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ノンステップバスの購入助成 ：神姫バス 10台（大型3台・中型7台） ○ 鉄道駅舎バリアフリー化工事助成 ：山陽電鉄・夢前川駅 <p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費を給付する。 ○ 高齢者住宅改造費助成事業として、相談員（建築職・リハビリ専門職）の派遣及び助成金の交付を行う。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者住宅改造助成事業 ○ 障害者ガイドマップ作成事業 ：随時、実地調査を行い、ホームページ等を更新する。 ○ 障害者差別解消推進事業 ：講演会やイベントを実施し、啓発活動を行う。

	<p>【建築指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉のまちづくり条例に基づく指導・助言 <p>【住宅課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅改造費助成事業（共用型）の実施
--	---

冊子 P50	参画と協働の推進	3-2-2
課名	【保健福祉政策課、市民活動推進課】	
計画記載内容	市民ニーズの把握に努めるとともに、地域や社会の課題解決に向けて、市民活動団体から協働事業の提案を募る提案型協働事業を実施するなど、参画と協働によるまちづくりを推進します。	
取組の概要	<p>【保健福祉政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「姫路市地域福祉計画推進懇話会」の開催を通じた地域課題の把握、共有 ○ 「姫路市地域福祉計画推進懇話会」の会議録、資料をホームページで公開 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提案型協働事業を実施するなど地域福祉への多様な参画を図る。 ○ 市民活動・ボランティアサポートセンターの活用 	
事業内容	4年度の計画	
	<p>【保健福祉政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「姫路市地域福祉計画推進懇話会」の開催（年1回） ○ 「姫路市地域福祉計画推進懇話会」の会議録、資料をホームページで公開 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サポートセンター事業の実施 ○ 提案型協働事業の実施 ほか 	

冊子 P50	生涯を通じた健康づくり	3-2-3
課名	【地域包括支援課、保健所健康課】	
計画記載内容	年齢や病気、障害の有無に関係なく、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各種健康教室等の開催や、地域で介護予防に取り組む「いきいき百歳体操」の普及に努めるなど、健康管理や望ましい生活習慣についての意識の啓発、介護予防の充実を図ります。	
取組の概要	<p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者を中心とした地域住民に対して、介護予防に関する意識啓発や知識の普及を図るため、市民向けの講座や相談を実施する。 ○ 地域の身近な通いの場として高齢者が参加できるよう、介護予防に取り組む自主活動グループの立ち上げ支援及び継続支援を行う。 <p>【保健所健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣病の発生や重症化を予防するために、生活習慣病をテーマとした健康教室や健康相談を実施する。 	

事業内容	4年度の計画	
	<p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防普及啓発事業の実施 ○ 介護予防に関する講座や相談等の実施 ○ 高齢者の通いの場としていきいき百歳体操の立ち上げ・継続支援の実施 <p>【保健所健康課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康講座や健康教室の実施 ○ 生活習慣病相談、フレイル予防相談の実施 	

冊子 P52	福祉避難所運営体制の充実	3-3-1
課名	【保健福祉政策課】	
計画記載内容	災害時に介助や見守りなど特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の開設・運営訓練や器材整備等を行い、運営体制の充実に図ります。	
取組の概要	○ 災害時に福祉避難所が円滑に開設・運営できるよう、民間協定施設等用開設・運営マニュアルの策定、指定施設における開設・運営訓練や、指定施設の職員を対象とした研修を実施する。	
事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所開設・運営訓練の実施 ○ 民間協定施設等用開設・運営マニュアルの策定 ○ 指定施設の職員を対象とした研修等を実施 	

日常生活圏域（複数の中学校区）

① 地域福祉を支える環境づくり

冊子 P31	多様な実施主体の参画・育成の促進	1-1-3
課名	【地域包括支援課、市民活動推進課】	
計画記載内容	<p>地域での多様な福祉ニーズを担うボランティア活動を行う人材の養成、確保に取り組み、市民による福祉活動の充実を促進します。</p> <p>また、市民活動ネットひめじを活用し、市民活動の周知を図り、NPO やボランティア団体、福祉サービス事業者等についても、地域福祉の担い手としての意識の高揚を図るとともに、自治会等の地域団体と連携・協働してコミュニティビジネスに取り組み、多様な地域福祉活動の担い手の参画と育成を促進します。</p>	
取組の概要	<p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症や介護予防に関する理解者を増やし、地域等で高齢者に対するボランティア活動などを行う者を養成することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するとともに、市民相互の互助活動の充実を図る。 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉の担い手としての意識の高揚を図る ○ 地域福祉への多様な参画を図る ○ 市民活動・ボランティアサポートセンターの活用 	
事業内容	<p style="text-align: center;">4年度の計画</p> <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症サポーター養成講座の開催 ○ 学校関係や企業関係での養成講座開催に向けた啓発の実施 ○ 認知症の人と関わる機会が多い市職員への認知症サポーター養成講座の開催 ○ 認知症サポーターや、キャラバン・メイトの質を向上するためのフォローアップ研修の実施。 ○ あんしんサポーター養成講座を身近な機関で受けられるよう変更。また研修内容も負担が少なくなるよう変更。 ○ あんしんサポーターの質を維持するため研修会・交流会を開催し、フォローアップを行う。 ○ 活動交付金や活動ポイントのデジタル化 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サポートセンター事業の実施 ○ 提案型協働事業の実施 ほか 	

冊子 P32	地域ケア会議の充実	1-2-5
課名	【地域包括支援課】	
計画記載内容	地域包括支援センター及び準基幹地域包括支援センターにおいて「地域ケア個別会議」を開催し、個別ケースの課題分析等を通じた地域の課題の発見を図ります。そこで発見された地域の課題については、本市が開催する「地域ケア推進会議」において、地域に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげるための検討を行います。	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターにおいて、個別事例が地域生活を継続することを目的とし、関わる支援者による地域支えあい会議（地域ケア個別会議）を随時開催する。 ○ 準基幹地域包括支援センターが運営するケアマネジメント力向上会議（地域ケア個別会議）を定期的に開催し、ケアマネジャーの自立を目指したマネジメント能力の向上を図る。 ○ 地域支えあい会議、ケアマネジメント力向上会議では、支援策の検討に限らず高齢者の支援に対する地域における共通課題の抽出も行い、地域課題への対策を検討する地域マネジメント会議（地域ケア推進会議）を開催し、地域課題の解決を図る。 	
事業内容	4年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全地域包括支援センターにて地域支えあい会議を随時開催する。 ○ 準基幹地域包括支援センター単位で、ケアマネジメント力向上会議を開催する（全24回）。 ○ 生活援助中心型の訪問介護が基準回数を超えたプラン作成者と、地域包括支援センター職員を対象とした自立支援ケア検討会議を定期開催する（全24回）。 ○ 地域支えあい会議、ケアマネジメント力向上会議、自立ケア支援検討会議の結果により、準基幹地域包括支援センターが圏域ごとに地域課題を抽出し、その分類・整理を行うための地域マネジメント会議を開催する（全4回）。 	

冊子 P33	地域子育て支援拠点事業の充実	1-2-6
課名	【社会福祉協議会、こども支援課】	
計画記載内容	保育所等の地域の身近な場所において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。また、発達に不安のある子どもとその保護者が、身近で気軽に相談しやすい環境づくりを進めます。	
取組の概要	<p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校就学前の児童およびその保護者を対象に地域で気軽に集える場を提供し、ふれあいを高める。 ○ 地域で安心して子育てをすることができるよう、社協支部で実施している子育て支援事業の充実を図り、地域ぐるみで子育て支援を広げていくとともに、関係機関との連携も深めていく。 <p>【子ども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設や保育所、児童センター等の地域の身近な場所で乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する。 	
事業内容	4年度の計画	

	<p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援事業の実施 <p>【子ども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市の地域子育て支援拠点事業の実施 姫路市の地域子育て支援拠点事業実施箇所（計 29 箇所） <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所 6 箇所（うち 1 箇所休止中）・ 私立保育所（認定こども園） 6 箇所 ・ 宿泊型児童館（星の子館） 1 箇所 ・ 各児童センター 9 箇所 ・ わくわく広場 4 箇所 ・ すこやかひろば 1 箇所 ・ ぱっそ kids 1 箇所 ・ 駅前すくすくひろば 1 箇所 ○ 令和 5 年度に母子健康支援センター内に新たな子育て支援拠点を開設するための準備を進める
--	---

冊子 P33	生活支援サービスの充実	1-2-7
課名	【地域包括支援課】	
計画記載内容	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、地域包括支援センターごとに NPO、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、地域団体等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、互助活動の充実を図ります。</p>	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するために、医療・介護のサービス提供のみならず、NPO・民間企業・ボランティア・社会福祉法人・地域団体等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、互助活動の充実を図る。 	
事業内容	4 年度の計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ あんしんサポーター養成講座の開催。研修内容を変更し、開催場所も増やして受講しやすくする。 ○ 地域ケア会議で確認された生活支援の担い手づくりに関する課題について関係者間で共有を図る。 ○ 高齢者の個別課題を解決する機能に加え、通いの場の継続参加と通いの場を起点にした生活支援のあり方を検討することを目的とした支えあい会議を地域包括支援センターが随時開催する。 ○ 第 2 層協議体（圏域生活支援体制検討会議）について、全ての圏域で内容の説明を完了したので、準備が整った地域より開催する。開催できない地域についても、継続して説明は実施し、地域との関係づくりをする。 	

冊子 P33	地域包括支援センターの機能強化	1-2-8
課名	【地域包括支援課】	
計画記載内容	地域包括支援センターの職員が専門性を発揮できる体制を整え、総合相談支援、介護予防活動、権利擁護、地域のケアマネジャーの支援などの活動を行います。	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターの管轄圏域の高齢者人口に応じて配置している基本職員である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員に加え、認知症担当職員を配置する。 ○ 業務量及び業務内容に合わせて人員体制の見直しを行う。 	
事業内容	4年度の計画	
	○ 地域包括支援センターの管轄圏域の高齢者人口に応じて配置している基本職員である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員に加え、認知症担当職員を配置する。	

冊子 P35	交流活動の促進	1-3-3
課名	【障害福祉課、総合福祉通園センター、こども支援課、生涯現役推進室】	
計画記載内容	高齢者や障害のある人、子どもや子育て中の人など、さまざまな人との交流、ふれあいを促進するため、通いの場への参加促進、交流行事や福祉情報の提供等を通じて相互理解を深め、意識の共有化や、地域でのつながりの醸成を図ります。	
取組の概要	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある人達が地域で安心して生活するために、障害のある人達及びその家族等が、お互いの悩みを共有し、または情報の交換を行う交流活動を支援する。 <p>【総合福祉通園センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域との交流を図り、障害者福祉の理解を深め、「福祉の”わ”」を広げるため、地元自治会・子ども会等の協力を得て、毎年10月に「花の北福祉まつり」を開催しているが、近年、天候や新型コロナウイルス感染症により開催できていないため、「花の北福祉まつり」の実施の検討、内容の見直しを行う。 ○ 地域の小中学生に向けて施設の作業体験会や障害や施設、職務についての出前授業を実施するなど障害に関する意識等の向上を図る。 <p>【こども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児とその保護者を対象に、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場を開設するほか、親子の交流を深めるさまざまな行事や講習会、子育て相談、子育て情報の提供などを行い、地域における子育て支援機能の充実を図る。 ○ 旧合併4町の子育て学習センターを姫路市が引き継ぎ、平成20年度から地域子育て支援拠点であるわくわく広場として実施。 ○ 平成27年度からは坊勢出張広場、29年度からは前之庄出張広場をそれぞれ週1回開設。 <p>【生涯現役推進室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校区老人クラブが主体となって実施する地域交流活動および健康増進活動に対して、その活動経費の一部を助成することにより、高齢者の社会参画を促進するとともに、高齢者と地域住民との交流・連携を深める。 	

4 年度の計画	
事業内容	<p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者家族等支援事業の実施 <p>【総合福祉通園センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「花の北福祉まつり」の実施の検討、内容の見直し ○ 地域の小学生向けに、障害者支援センターの作業体験会の開催（5種類） ○ 隣接する増位中学校の2年生に、障害や施設、職務についての出前授業を実施。 <p>【こども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子育て支援拠点（わくわく広場いえしま、ゆめさき、こうでら、やすとみ）の運営 ○ 週1回、わくわく広場坊勢出張ひろば、前之庄出張ひろばの開設 <p>【生涯現役推進室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老人クラブが主体となって、地域団体・住民との交流を図る地域交流活動や、高齢者自らの生きがいを高めるための健康増進活動に対して助成する。

② 支え合いを支援する仕組みづくり

冊子 P39	包括的な相談窓口とアウトリーチ支援の検討	2-1-4
課名	【総合福祉会館、地域包括支援課、障害福祉課、こども支援課、中央保健センター】	
計画記載内	重層的支援体制の構築に向けて、保健センター・分室、保健福祉サービスセンター、地域包括支援センター、地域相談窓口、子育て世代包括支援センター等の相談支援機関のより一層の連携を進め、包括的な相談支援を行うとともに、必要な支援を受けられていない人が適切な支援へつながるようアウトリーチ支援の導入を検討します。	
取組の概要	<p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう重層的な相談支援体制を構築します。また、アウトリーチ支援の導入を検討する。 <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターにおいて、地域生活の継続に困難さを抱える高齢者の支援等のために地域関係者等の協力を得ながら会議を開催し、事例を通じた連携体制を強化するとともに、地域課題の抽出を図る。 ○ 地域の関係者とともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための地域の支え合いの仕組みを考える検討会を開催する。 <p>【障害福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内を5ブロックに分割し、それぞれに地域相談窓口（愛称：ひめりんく）を設置し、相談内容に応じて適切な相談支援機関と連携する。また、アウトリーチ支援の導入を検討していく。 <p>【こども支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を提供する拠点として設置された子育て世代包括支援センターと連携を図り、子育て支援を強化するための研修や連絡会議を開催する。 <p>【中央保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健センター、保健福祉サービスセンターでは、身近な場所で保健福祉の申請や相談ができる。また、訪問などの方法で、専門的かつ複雑な事例について対応している。相談業務を行うなかで、必要に応じて担当課や関係機関へつなぐ等、常に関係機関と連携している。また、保健センターは子育て世代包括支援センターとしても、母子保健と子育て支援の両面からきめ細やかに相談に応じている。 	
事業内容	<p style="text-align: center;">4年度の計画</p> <p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉つながる窓口における相談支援 ○ 重層的支援体制整備事業への移行 ○ 専門職の連携による包括的相談体制の構築 ○ アウトリーチによる情報収集、継続的支援の実施 <p>【地域包括支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターにおいて地域生活の継続支援を目的とした地域支えあい会議（地域ケア個別会議）を随時開催する。 ○ 会議の中で地域の関係者と高齢者の支援策を検討するとともに、地域生活の継続を困難にしている地域課題の抽出を図る。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2層協議体（圏域生活支援体制検討会議）について、全ての圏域で内容の説明を完了したので、準備が整った地域より開催する。開催できない地域についても、継続して説明は実施し、地域との関係づくりをする。 【障害福祉課】 ○ 地域相談窓口で受け付けた相談が複数の分野にまたがる内容である場合には、他の関係機関と連携し、適切な支援を実施する。 ○ 月1回開催する連絡会において、アウトリーチ支援について検討する。 【こども支援課】 ○ 利用者支援員研修の実施 妊娠期から子育て期に提供できる様々な支援策について支援者向けマニュアルを改訂し、利用者支援員の資質の向上を目的に研修を行う。 ○ 利用者支援担当者連絡会議の開催 子育て情報相談室、こども保育課、子育て世代包括支援センターに配置されている利用者支援員の情報連携、資質の向上を目的に開催する。 【中央保健センター】 ○ 訪問による相談 ○ 電話による相談 ○ 来所による相談 ○ 保健福祉申請受付 ○ 連絡調整に関する会議
--	---

冊子 P42	地域の支援関係機関での権利擁護支援	2-2-4
課名	【地域包括支援課、社会福祉協議会】	
計画記載内容	地域の支援関係機関において、権利擁護に関することについて周知・啓発を行うとともに、対象者の権利擁護を図り、適切な支援を実施します。	
取組の概要	<p>【地域包括支援課、社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターが高齢者の権利擁護に関することについて啓発を行うとともに、地域の関係機関（民生委員、医療機関、保健センターその他）との情報提供にもとづいて、高齢者の権利擁護を図り、必要な高齢者には適切な支援策を実施する。 ○ 地域包括支援センター等の支援関係機関と連携し、権利擁護に関する相談対応を行うとともに、支援関係機関等で研修会を開催し、成年後見支援センターの周知・啓発に努める。 	

	4年度の計画
事業内容	<p>【地域包括支援課、社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター職員の権利擁護支援についての専門性を高める研修を実施する。 ○ 地域包括支援センターやその他関係機関を対象とした、権利擁護支援を内容とした研修会を定期的実施する。 ○ 23 か所の地域包括支援センターにおいて、総合相談支援業務・権利擁護業務・関係機関との連携強化等を行い、支援が必要な高齢者について適切なサービス利用に繋げる。 ○ 広く高齢者が権利侵害を受ける可能性がある事象を把握した場合は、地域包括支援センターにおいて地域の関係機関に情報提供を行う。また、地域への啓発活動を促進する。

冊子 P45	谷間のない包括的な相談支援	2-3-7
課名	【総合福社会館、生活援護室】	
計画記載内容	住民に身近な圏域の相談窓口において、複合的な課題を抱えた人などに包括的な相談支援を行うとともに、支援関係機関と連携し、谷間のない包括的な支援を実施します。	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市総合福社会館に、高齢者や障害者、子ども、その他福祉の支援を必要とする方への相談窓口を集約する。 ○ 多職種連携による包括的な相談支援体制を構築し、複合的課題の解決のためのコーディネートを行う。 	
	4年度の計画	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉つながる窓口における相談支援 ○ 重層的支援体制整備事業への移行 ○ 専門職の連携による包括的相談体制の構築 ○ 連携による地域づくり事業 	

③ 健やかな暮らしを支えるまちづくり

冊子 P49	地域に開かれた施設運営の促進	3-1-3
課名	【監査指導課、こども保育課】	
計画記載内容	社会福祉施設を運営する事業者の積極的な情報の公表や、第三者評価制度の利用、地域住民の代表等を交えた運営推進会議の実施など、施設運営の公正化・健全化を図るための自主的な取り組みを促し、地域や利用者に関わられた施設の運営を推進します。	
取組の概要	【監査指導課】 ○ 実地指導監査等の項目として、社会福祉法人・社会福祉施設の情報公開について指導していく。特に社会福祉法人については、地域での公益的な取組について促していく。 【こども保育課】 ○ 情報提供とサービスの質の向上を目指し、また、市民参画の一形態としても期待される「福祉サービス第三者評価体制」の充実に向け、支援をしていく。	
事業内容	4年度の計画	
	【監査指導課】 ○ 社会福祉法人・社会福祉施設の情報公開について、実地指導監査等の場で指導していく。 ○ 社会福祉法人については、地域での公益的な取組を実施するよう促していく。 【こども保育課】 ○ 保育所・認定こども園における第三者評価の受審を推進する。	
冊子 P50	生活関連施設等のバリアフリー化の推進	3-2-4
課名	【都市計画課】	
計画記載内容	バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する JR 姫路駅・山陽姫路駅周辺地区等の重点整備地区内において、旅客施設、公共施設、福祉施設等の生活関連施設や駅前広場、歩道等のバリアフリー化を進めて、高齢者や障害のある人等の利便性や安全性の向上を図り、すべての人が社会参加できるように環境を整備します。	
取組の概要	○ バリアフリー基本構想において定められた重点整備地区内でのバリアフリー化の促進	
事業内容	4年度の計画	
	○ バリアフリー基本構想において定められた重点整備地区内でのバリアフリー化の促進（特定事業計画に基づく事業の実施）	

冊子 P52	地域拠点施設における要援護者支援	3-3-2
課名	【保健福祉政策課】	
計画記載内容	福祉避難所として、保健福祉サービスセンターや特別支援学校等の公共施設を活用するとともに、要援護者にかかる生活支援のノウハウを有する特別養護老人ホーム等の福祉施設等における受入体制の整備を推進します。	
取組の概要	○ 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設と、災害時における福祉避難所に関する協定を結び、また、福祉避難所としてのホテル活用に向けた検討・協議の実施や直接避難に対する考え方の検討・協議を行い、要援護者の受入体制を充実させる。	
事業内容	4年度計画	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規協定締結 ○ 福祉避難所としてのホテル活用に向けた検討・協議 ○ 直接避難に対する考え方の検討・協議 	

自治会圏域（自治会）

① 地域福祉を支える環境づくり

冊子 P31	福祉コミュニティの活性化	1-1-4
課名	【総合福祉会館、市民活動推進課、生涯現役推進室、社会福祉協議会】	
計画記載内容	<p>地域福祉の中心的な担い手である自治会をはじめとする地域団体や民生委員・児童委員等を支援するとともに、活動のリーダー養成や活動に関する情報の提供に取り組みます。また、地域の特性を活かした広がりのある社協支部活動の展開を支援するなど、住民主体による福祉コミュニティの活性化を図ります。</p>	
取組の概要	<p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会の実施（兵庫県民生委員児童委員連合会に委託）及び姫路市民生委員児童委員連合会が実施する民生福祉事業等（委員の活動費用弁償を含む）に対して助成する。 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な主体によるコミュニティ活動への支援 ー 連合自治会の活動支援等 ○ 地域社会活性化事業の推進 ー コミュニティ活動に対する助成等 ○ コミュニティのネットワーク化の推進 ー 地域づくり推進協議会への支援 ○ 身近なコミュニティ施設の充実 ー 校区・地区集会所の設置支援等 <p>【生涯現役推進室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老人クラブが行う社会奉仕活動等に対して助成することにより、老人クラブの健全な育成と発展を図り、高齢者福祉の増進に資する。 ○ セカンドライフの過ごし方のヒントとして、健康やボランティア活動・地域活動への興味関心を高めることにより、シニア世代が地域活動へ参画するきっかけや、地域コミュニティの活性化へつなげる。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や地域などと連携し、福祉教育に取り組むことにより、地域への関心や高齢者、障害者などの理解を深め、地域福祉活動の次世代を担う福祉人材の育成につなげる目的で福祉教育の推進に取り組む。 ○ 近隣社協支部ボランティアによる地域福祉活動の情報交換を行うことで、課題解決や活動の活性化につながるよう、社協支部ブロック会議を開催する。 ○ ホームページや SNS を活用し、様々な世代に情報発信し、社協支部活動への関心を高める。 ○ 新たな担い手育成に向け、地域福祉活動に参加しやすいきっかけづくりを行っていく。 	
事業内容	<p style="text-align: center;">4 年度の計画</p> <p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員活動への助成 <ul style="list-style-type: none"> ： 委員研修等委託 ： 行政調整事務委託 ： 協議会機能強化事業費補助 ： 委員活動費用弁償 等 ： 一斉改選（令和 4 年 12 月）後の新任研修等の活動支援 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連合自治会の活動に対する助成 ○ 町内掲示板設置等コミュニティ活動に対する助成 	

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域づくり推進協議会に対する助成 ○ 地区集会所の新設及び増改修に対する助成 ○ 集会所整備にあたっての資金あっせん 【生涯現役推進室】 ○ 老人クラブ活動事業 社会奉仕活動、文化教養活動、健康増進活動に助成 ○ 老人クラブたすけあい運動推進事業 社会奉仕活動のうち、特に子育て支援活動、地域見守り活動に助成 ○ 地域の新しい担い手づくり事業 シニアの生きがいつくりや、地域活動への積極的な参画へつなげる内容で、3回から5回の連続講座を実施 【社会福祉協議会】 ○ 福祉教育の推進 ○ ホームページや SNS の更新 ○ 社協支部ブロック会議の開催
--

冊子 P33	コミュニティソーシャルワーカーによる支援	1-2-9
課名	【社会福祉協議会】	
計画記載内容	地域住民が主体となって地域生活課題の解決を図れるように、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが支援を行うとともに、支援関係機関とのネットワークづくりを行います。	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社協の地域福祉担当による社協支部のサポート体制を強化し、社協支部訪問や活動課題の把握、後方支援の充実や関係支援機関との連携を図る。 ○ 社協支部以外の様々な主体と連携・協働することで、新たな地域とのつながりを構築し、それぞれの長所を活かした効果的な地域づくりにつなげる。 	
事業内容	<p style="text-align: center;">4年度の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社協支部台帳の整備 ○ 幅広い主体との連携・協働による地域支援 ○ 地域サポート体制の拡充 	

冊子 P33	民間事業者等による見守り体制づくり	1-2-10
課名	【総合福祉会館、地域包括支援課】	
計画記載内容	「姫路市地域見守りネットワーク事業」への協力事業者の登録を推進し、日常の見守り活動や緊急時の早期対応ができる地域での見守りネットワークづくりを推進するとともに、「認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業」により認知症者が行方不明になった場合の事故を未然に防ぎ、早期に発見できるよう、支援関係機関・協力者等との連携体制の充実を図ります。	
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も協力事業者の募集を継続する。また、登録事業者の意識の向上のため、定期的に登録内容の確認を行い、地域の高齢者・障害者等の見守りを推進する。 	

	<p>【地域包括支援課】</p> <p>○ 「認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業」により、認知症者が行方不明になった場合の事故を未然に防ぎ、早期に発見できるよう、関係機関・協力者等との連携体制を構築する取り組みを行う。</p>
事業内容	4年度の計画
	<p>【総合福祉会館、地域包括支援課】</p> <p>○ 見守りネットワークの構築 認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者へ事前登録を勧める。また、事前登録情報は家族や、本人の意向を汲み取りながら、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所や地域の関係者等と一緒に日常の見守り体制の構築に努める。</p> <p>○ SOS ネットワークの構築 行方不明発生時には、一斉メール配信システムを利用し、行方不明者情報を協力者に提供する。発見時の対応が迅速に行えるよう事前登録者に連絡先が読み取れるQRコードシールを配付する。</p>

冊子 P34	地域に密着した見守りの推進	1-2-11
課名	【社会福祉協議会】	
計画記載内容	<p>社会福祉協議会の社協支部のふれあいネットワーク事業やふれあいサロン事業、子育て支援事業等により、さまざまな世代間の交流の促進、地域での居場所づくりを推進します。また、交流促進等を通じて地域で顔の見える関係を構築し、気軽に相談できる話し相手を増やす中で、同じような問題を抱える仲間との助け合いや地域での見守りを推進していきます。</p>	
取組の概要	<p>○ ふれあい食事サービス事業 ひとり暮らし高齢者等にお弁当を届けたり、会食をすることで孤独感を和らげ、ふれあいを高める。</p> <p>○ ふれあいネットワーク事業 ひとり暮らしや寝たきり高齢者、障害者等地域で見守りが必要な方に対し、定期的な訪問、見守りにより安否確認を行う。</p> <p>○ 子育て支援事業 小学校就学前児童とその保護者を対象にレクリエーション等を通してふれあいを高め、同じ年代の子どもを持つ親が交流し、お互いの悩みや情報などを交換することで子育ての孤立化を防ぐ。</p> <p>○ ふれあいサロン事業 高齢者、障害者、子育て中の親子等が気軽に集まり、ふれあいを通して仲間づくりの輪を広げ、また、地域の情報交換の拠点として、参加者の不安や悩みの解消を図る。</p> <p>○ 社協支部選択事業の実施</p>	
事業内容	4年度の計画	
	<p>○ ふれあい食事サービス事業の実施</p> <p>○ ふれあいネットワーク事業の実施</p> <p>○ 子育て支援事業の実施</p> <p>○ ふれあいサロン事業の実施</p> <p>○ 社協支部選択事業の実施</p>	

冊子 P35	福祉教育の推進	1-3-4
課名	【こども保育課、学校指導課、育成支援課】	
計画記載内容	<p>これからの社会を担う子どもたちが、福祉に親しみ、支援が必要な人への理解を深めることができるよう、ふれあい体験や交流学习等の福祉教育の推進を図ります。</p> <p>保育所、幼稚園においては、地域住民等との交流や体験活動など、ふれあいや交流も重視した保育・教育に取り組みます。また、小学校、中学校においては、総合的な学習の時間や学級活動を活用した体験型福祉教育、特別支援学校の児童生徒の居住地校交流に取り組むとともに、「副次的な学籍」の導入により、交流及び共同学習の更なる充実を図ります。</p>	
取組の概要	<p>【こども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定こども園や保育所における通常の教育・保育活動の一環として、地域交流や未就園児とその親子等とのふれあい等を推進し、異年齢交流や保護者交流を進めるとともに、それぞれの施設が持つハード・ソフトを活用した相談機能の活用を図る。 ○ 地域子育て支援拠点である施設においては、より重点的な子育て支援の取り組みを展開する。 <p>【学校指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校において、地域人材等を活用した体験活動や交流活動を行い、福祉意識の醸成を図る。 <p>【育成支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流学习及び特別支援学校の児童生徒の居住地校交流を推進する。 	
事業内容	4年度の詳細	
	<p>【こども保育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所・認定こども園での一体的な実施 保育所のほか、特に子育て支援事業の実施が必須とされている認定こども園においても、本体事業と一体不可分的に実施。 保育所数：公立 19 か所、私立 14 か所 認定こども園数：公立 10 か所、私立 71 か所 ○ 地域子育て支援拠点としての実施 公立 6 か所、私立 6 か所 <p>【学校指導課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校において、地域人材等を活用した体験活動や交流活動を年間 2 回程度実施する。 <p>【育成支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交流教育推進事業により、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流学习及び特別支援学校の児童生徒の居住地校交流を推進する。 ○ 県の特別支援教育第三次推進計画及び「令和 4 年度版副籍ガイド」に基づき、取組を推進するとともに、従来の交流内容の更なる充実を図る。 	

冊子 P35	学習機会の確保	1-3-5
課名	【保健福祉政策課、生涯現役推進室、市民活動推進課】	
計画記載内容	<p>複雑化・複合化した地域生活課題に対し、地域住民の地域福祉に対する関心を高めるため、市職員による市政出前講座や、公民館や老人福祉センターでの教養講座等の充実を図り、地域福祉の意識を醸成するための学習機会の確保を図ります。</p>	
取組の概要	<p>【保健福祉政策課、生涯現役推進室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老人福祉センター（楽寿園、姫路市すこやかセンター）で高齢者向けに各種の教養講座及び趣味の教室を行い、また老人図書室を運営する。 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館講座を各地域のニーズに応じて、館長が活動推進委員会の意見を聞きながら、企画・実施している。 ○ 実施する教養講座は 10 の柱を基にしており、その中で福祉、健康、高齢者についての講座を実施している。 	
事業内容	4 年度の計画	
	<p>【保健福祉政策課、生涯現役推進室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 楽寿園、すこやかセンターにおいて、時事・社会経済・自然科学・保健・栄養・精神衛生等をテーマにした教養講座の開催 ○ すこやかセンターにおいて、趣味の教室（茶道、書道、俳句、社交ダンス、コーラス、フラダンス）の開催 ○ 老人図書室の運営 ○ 家島老人福祉センターにおいて、各種高齢者教室（体操、カラオケ、生け花、リフォーム、手芸）の開催 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館の教養講座において福祉や健康、高齢者をテーマにした講座をほぼ全館で実施する予定。 	

② 支え合いを支援する仕組みづくり

冊子 P39	地域づくりを促進する連携強化	2-1-5
課名	【地域包括支援課】	
計画記載内容	地域づくりを促進するため、自治会等の地域団体や民生委員・児童委員、専門職等の支援関係機関との横断的な会議を開催するなど、地域福祉活動の担い手の連携強化に取り組めます。	
取組の概要	○ 地域で展開されている通いの場の継続した運営や、地域住民によるボランティア活動をはじめとする多様な主体による生活支援サービスのあり方について協議を進める。	
事業内容	4年度の計画	
	○ 高齢者が参加できる場、役割を持てる場である地域の通いの場の運営の継続と、地区ごとの通いの場を起点とした生活支援のあり方などについて、小学校区をおおよその単位として地域住民を主体とした会議を市内の全地区で開催することを目指します。	

冊子 P42	判断能力に不安がある人への支援	2-2-5
課名	【総合福祉会館、社会福祉協議会】	
計画記載内容	社会福祉協議会の社協支部や民生委員・児童委員、民間事業者等による見守り活動の中で把握した判断能力の低下により、日常生活に困難を抱えている人や支障がある人に対して、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の活用のほか、適切な福祉サービスが利用できるよう支援に努めます。	
取組の概要	<p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員への研修会の実施や民生福祉事業等に対し、助成を継続する。 ○ 民間協力事業者の募集を継続する。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症、知的障害、精神障害等の精神上の理由により、日常生活を営むのに支障のある方が、安定した生活を維持できるよう、福祉サービスの利用の援助、日常的な金銭管理、通帳等の預かり等のサービスを提供する。 ○ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の関係機関との緊密な連携を図り、金銭の搾取や悪徳商法等による権利侵害の未然防止等を行う。 	

事業内容	4年度の計画	
	<p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員活動への助成 <ul style="list-style-type: none"> : 委員研修等委託 : 行政調整事務委託 : 協議会機能強化事業費補助 : 委員活動費用弁償 等 ○ 民間事業者による地域見守り活動 <ul style="list-style-type: none"> : 協力事業者の募集 : 登録事業者への登録証の授与 : 登録事業者への登録内容の確認 等 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> : 生活支援員による支援、相談対応、各種団体への事業説明など 	

冊子 P45	地域における生活に困窮した人の早期発見	2-3-8
課名	【総合福祉会館、社会福祉協議会】	
計画記載内	<p>社会福祉協議会の社協支部や民生委員・児童委員、民間事業者等による見守り活動を通じ、支援を必要としているが、ひきこもり状態や傷病等により、親族や地域住民との関わりが乏しく孤立していて、問題が深刻化するおそれのある人の早期把握に努めます。</p>	
取組の概要	<p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員への研修会の実施や民生福祉事業等に対し、助成を継続する。 ○ 民間協力事業者の募集を継続する。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 姫路市に居住している生活困窮者を対象に、複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、「包括的な支援」、「個別的な支援」、「継続的な支援」を実施し、生活困窮者の自立と尊厳の確保を目指すとともに、生活困窮者支援を通じて地域の福祉活動の推進に寄与することを目的とする。 	
事業内容	4年度の計画	
	<p>【総合福祉会館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員活動への助成 <ul style="list-style-type: none"> : 委員研修等委託 : 行政調整事務委託 : 協議会機能強化事業費補助 : 委員活動費用弁償 等 ○ 民間事業者による地域見守り活動 <ul style="list-style-type: none"> : 協力事業者の募集 : 登録事業者への登録証の授与 : 登録事業者への登録内容の確認 等 	

【社会福祉協議会】

- 姫路市生活援護室をはじめとする行政機関及び関係機関と連携し、必要な支援に取り組む。
- 生活福祉資金貸付制度を含む社協での総合相談や地域活動等を通じて対象者を把握した場合は、確実に姫路市と連携する。
- 窓口への来所が難しい市民に対しては、アウトリーチを含めて対応する。
- 無料職業紹介所の求人開拓等に取り組む。

③ 健やかな暮らしを支えるまちづくり

冊子 P49	地域に開かれた施設運営の促進（再掲） P. 27 参照	3-1-3
冊子 P51	地域福祉活動の場の確保	3-2-5
課名	【中央保健センター、市民活動推進課、人権総務課】	
計画記載内容	地域住民の最も身近な公共施設である公民館、保健福祉サービスセンター、総合センター等の活用を促進し、多様化する地域の福祉活動やコミュニティ活動の場を確保します。	
取組の概要	<p>【中央保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健センターでは地域包括支援センターと連携し、地域コミュニティ活動の支援を行っている。 ○ 地域住民の身近な場所での保健相談機能の充実、健康づくりへの支援を行う。 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域特性に合わせた多様な地域活動を支援する。 ○ 社会福祉協議会や地域団体等、地域福祉実施主体と連携を密にし、高齢者や障害者等の自立を助長し生きがいを高める事業を実施する。 <p>【人権総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合センターが、地域社会の中で人権福祉情報の発信や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に実施することにより、施設を生かした地域交流・相談支援の活性化を図る。 	
事業内容	<p style="text-align: center;">4年度の計画</p> <p>【中央保健センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健センター・保健福祉サービスセンター相談 ○ 自主グループ活動支援 ○ 健康教育 <p>【市民活動推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区集会所の新設及び増改修に対する助成 ○ 集会所整備にあたっての資金あっせん ○ 行政事務補助員の設置（行政事務委託） ○ 公民館の教養講座において福祉や健康、高齢者をテーマにした講座をほぼ全館で実施する予定 <p>【人権総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談事業（随時実施） ○ 交流講座の開催 ○ クラブ活動 ○ 地域福祉事業 ○ 貸館事業 <p style="text-align: center;">※市内 17 総合センターで実施</p>	

冊子 P51	地域福祉活動拠点の整備	3-2-6
課名	【市民活動推進課、生涯現役推進室】	
計画記載内容	地域活動の充実を図るため、身近な圏域に有効利用できる施設がない場合や、継続的な活動拠点が必要な場合等、地域団体が福祉活動の拠点を必要とする際に、集会所の設置費用等を助成し、地域活動拠点の整備を図ります。	
取組の概要	【市民活動推進課】 ○ 地域特性に合わせた多様な地域活動を支援する。 【生涯現役推進室】 ○ 老人憩の家整備補助 老人憩の家の整備時に備品購入補助を行う。	
事業内容	4年度の計画	
	【市民活動推進課】 ○ 地区集会所の新設及び増改修に対する助成 ○ 集会所整備にあたっての資金あっせん 【生涯現役推進室】 ○ 老人憩の家1箇所につき20万円を上限として備品購入補助を行う。 (25箇所予定)	

冊子 P51	買物支援サービス事業の実施	3-2-7
課名	【社会福祉協議会】	
計画記載内容	自立した生活を支援するため、買物支援サービス事業について取り組みます。	
取組の概要	○ 中山間地等において、買物に困る高齢者等に対し、ワゴン車で近くの商店等まで送迎し、買物を楽しむと同時に、車内で近所の方と会話を楽しめる時間を提供します。また、関係支援機関等と協議をしながら、買物弱者対策を推進します。	
事業内容	4年度の計画	
	○ 買物支援サービス事業の充実	

冊子 P52	地域に根ざした要援護者支援と見守りの推進	3-3-3
課名	【保健福祉政策課】	
計画記載内容	災害時要援護者地域支援協議会において、災害時要援護者台帳の登録や避難行動要支援者名簿情報の提供を通じ、災害時に自力で安全な場所への避難が困難な高齢者や障害のある人等の災害時要援護者を把握するとともに、避難支援訓練や研修会を実施するなど、地域の実情に応じた支援体制づくりに取り組むことにより、平常時における地域の見守りや支え合いを推進します。	
取組の概要	○ 地区連合自主防災会単位で構成される災害時要援護者地域支援協議会に、災害時要援護者の把握、登録及び避難支援行動の検討など、災害時要援護者の避難支援に係る事業を委託(市の職員を各協議会の地域担当職員として配置し、事務を補助)。	

	<p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時要援護者台帳の作成、更新 ② 避難支援行動の検討 ③ 救急医療情報キット（台帳の写しを入れたカプセル）の配布 ④ 災害時要援護者台帳の保管、活用 ⑤ 要援護者支援に係る研修会、避難支援訓練の実施（※任意）
事業内容	<p style="text-align: center;">4年度の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全地区での地域協議会設立 ○ 災害時要援護者台帳の更新 ○ 避難行動要支援者名簿掲載者に対し、協議会に名簿情報を提供することに関する意思確認の実施 ○ 名簿掲載者に対し台帳への新規登録の呼び掛け